

家畜衛生だより

令和7年9月発行 No.20
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

飼養衛生管理基準遵守状況の 自己点検をお願いします！！

昨シーズンも全国的に高病原性鳥インフルエンザが続発し、14道県で51事例、約932万羽が殺処分の対象となりました。
今シーズンも引き続き、国内での発生リスクが高いと予想されることから、渡り鳥の本格的な飛来を迎えるにあたり、飼養衛生管理基準の遵守により発生予防対策の徹底をお願いいたします。

飼養衛生管理者の方は、飼養衛生管理基準のうち、病原体の侵入を防ぐため特に重要な7項目について、別紙を用いて自己点検してください。

その結果を家畜保健衛生所へ令和7年10月から令和8年5月まで毎月1回、FAX、メール又は電話で報告してください。

提出締め切りは毎月10日とさせていただきます。

鶏に異状が認められた際は速やかに当所まで通報を！

庄内家畜保健衛生所0235-68-2151

(夜間・休日は携帯に転送されます)

